

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認申請書 (C - 9000)</p>	<p>特例輸入者・特定輸出者承認申請書 (C - 9000)</p>
<p>「<u>あて先税関長</u>」欄には、<u>特例輸入者及び特定輸出者の承認の申請において</u>は、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を記載するものとし、<u>特定保税承認者の承認の申請において</u>は、<u>申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を記載する</u>。</p>	<p>「<u>あて先税関長</u>」欄には、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を記載する。</p>
<p>「<u>代理人</u>」欄には、<u>特例輸入者及び特定輸出者の承認の申請において</u>、<u>代理人が申請を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載する</u>。</p> <p>「<u>関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する申告の特例の適用を受けようとする</u>・<u>関税法第 67 条の 3 第 1 項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名</u>」欄に記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>「<u>関税法第 7 条の 5 第 1 号イからハまでのいずれか・関税法第 51 条第 1 号イからハまで(法第 62 条において準用する場合を含む。)のいずれか・関税法第 67 条の 4 第 1 号イからハまでのいずれかに該当する事実の有無(該当する事実がある場合にはその内容)</u>」欄の具体的な記載方法は、次による。</p> <p>及び (省略)</p>	<p>「<u>関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する申告の特例の適用を受けようとする</u>・<u>関税法第 67 条の 3 第 1 項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名</u>」欄に記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>「<u>関税法第 7 条の 5 第 1 号イからハまでのいずれか・関税法第 67 条の 4 第 1 号イからハまでのいずれかに該当する事実の有無(該当する事実がある場合にはその内容)</u>」欄の具体的な記載方法は、次による。</p> <p>関税法第 7 条の 5 第 1 号ハ又は同法第 67 条の 4 第 1 号ニに係る範囲は、輸出入手続等を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載することとなるので留意する。</p> <p>同法第 7 条の 5 第 1 号ニに該当する場合には、承認申請書に關税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税(以下「<u>關税等</u>」といふ。)を滞納した事実として、滞納した關税等に係る輸入貨物の輸入許可番号、当該關税等の納期限及び納付日並びに滞納した理由を記載する。</p> <p>「<u>輸入関係帳簿及び書類の保存状況</u>」(同左)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「その他参考となるべき事項」欄には、承認を受けようとするにあたり参考となるべき事項を記載するが、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略又は簡略化することができる。</p>	<p>「その他参考となるべき事項」欄には、承認を受けようとするにあたり参考となるべき事項を記載するが、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略又は簡略化することができる。</p>
<p>特例輸入者の承認申請の場合は、会社概況、社内の組織、役員名及びその履歴、輸入業務に携わる担当者の氏名、役職等、税関手続を委託している通関業者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名（当該通関業者が通関業法基本通達（昭和 47 年蔵関第 105 号）5 2 のハに規定する法令遵守のための社内管理規制を整備している場合にはその旨）輸入貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名等について記載する。</p>	<p>特例輸入者の承認申請の場合は、会社概況、社内の組織、役員名及びその履歴、輸入業務に携わる担当者の氏名、役職等、税関手続を委託している通関業者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名（当該通関業者が通関業法基本通達（昭和 47 年蔵関第 105 号）5 2 のハに規定する法令遵守のための社内管理規制を整備している場合にはその旨）輸入貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名等について記載する。</p>
<p><u>特定保税承認者の承認申請の場合は、会社概要、社内の組織、役員名及びその履歴、貨物管理業務に携わる担当者の氏名及び職名、承認申請者に係る保税蔵置場のうち、手数料令第 2 条第 2 項を適用することとなる保税蔵置場の名称、貨物管理業務の一部を申請者以外の者に委託している場合（関税法基本通達 34 の 2 - 11 に規定する要件を充足しているものに限る。）にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所、責任者の氏名及びその業務委託に関する契約の内容等について記載する。</u></p>	<p>特定輸出者の承認申請の場合は、会社概況、社内の組織、役員名及びその履歴、特定輸出申告を行う予定の官署名、特定輸出申告を行う予定の貨物の輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号及び関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項に該当する他の法令の有無、貨物の蔵置が予定される場所及び外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称、貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域、輸出業務に携わる担当者の氏名及び職名、税関手続を委託している通関業者の氏名又は名称及び住所並びに責任者の氏名（当該通関業者が通関業法基本通達 5 2 のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨、輸出貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>名等について記載する。</p> <p>「承認申請担当者の氏名、所属及び連絡先」欄には、本申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先（電子メールアドレスを含む。）を記載し、通関業者による代理申請の場合には、通関業者についても同様に記載することとする。</p> <p>申請者が法人の場合には、法人登記事項証明書を、個人の場合には、本人確認が可能な書類（例えば、住民票等）を添付する。</p> <p>特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認内容変更届（C - 9030）</p> <p><記載事項></p> <p>変更届には、届出者の住所、氏名又は名称及び輸出入者符合（特例輸入者及び特定輸出者に限る。）並びに承認番号及び承認年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第 7 条の 5 第 1 号イからホのいずれか、法第 51 条第 1 号イからハ（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいずれか又は第 67 条の 4 第 1 号イから二のいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p><提出の時期></p> <p>承認に係る内容のうち、承認者の住所及び氏名又は名称、貨物の蔵置（予定）場所、積込港、税関手続を委託している通関業者、貨物の管理を行っている者及び法令遵守規則の内容（税関手続の方法及び手順並びに貨物管理に係る事項の変更に限る。）に変更があった場合には、その変更の後速やかに、これら以外の事項の変更については、当該変更手続に併せて変更届を提出する。</p> <p><添付書類></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p>	<p>名等について記載する</p> <p>「承認申請担当者の氏名、所属及び連絡先」欄には、本申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先（電子メールアドレスを含む。）を記載し、通関業者による代理申請の場合には、通関業者についても同様に記載することとする</p> <p>申請者が法人の場合には、法人登記事項証明書を、個人の場合には、本人確認が可能な書類（例えば、住民票等）を添付する。</p> <p>特例輸入者・特定輸出者承認内容変更届（C - 9030）</p> <p><記載事項></p> <p>変更届には、届出者の住所、氏名又は名称及び輸出入者符合並びに承認番号及び承認年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第 7 条の 5 第 1 号イからホのいずれか又は第 67 条の 4 第 1 号イから二のいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p><提出の時期></p> <p>承認に係る内容のうち、承認者の住所及び氏名又は名称、貨物の蔵置（予定）場所、積込港、税関手続を委託している通関業者、貨物の管理を行っている者及び法令遵守規則の内容（税関手続の方法及び手順並びに貨物管理に係る事項の変更に限る。）に変更があった場合には、その変更の後速やかに、これら以外の事項の変更については、当該変更手続に併せて変更届を提出する。</p> <p><添付書類></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 承認者の住所、氏名又は名称に変更があつた場合には、登記事項証明書（又は住民票の写し等） <input type="checkbox"/>（省略）</p> <p>ハ 法令遵守規則に変更があつた場合には、変更後の法令遵守規則</p> <p>特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認の承継の承認申請書(C 9060)</p> <p>「被相続人の氏名又は合併若しくは分割前の法人の名称」・「被相続人の住所又は合併若しくは分割前の法人の住所」欄には、特定保税承認者の承継の承認申請にあっては、法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けた者の名称、住所又は居所を記載する。</p> <p>「合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の名称」・「合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の住所」欄には、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により承認取得者に係る保税蔵置場の業務を承継する法人の名称、住所を記載する。</p>	<p>イ 承認者の住所、氏名又は名称に変更があつた場合には、登記事項証明書（又は住民票の写し等） <input type="checkbox"/>（同左）</p> <p>ハ 法令遵守規則に変更があつた場合には、変更後の法令遵守規則</p> <p>（新設）</p>